

各 位

不動産投資信託証券発行者
ケネディクス商業リート投資法人
代表者名 執行役員 浅野 晃弘
(コード番号 3453)

資産運用会社
ケネディクス不動産投資顧問株式会社
代表者名 代表取締役社長 本間 良輔
問合せ先
商業リート本部 企画部長 野畑 光一郎
TEL:03-5623-3868

規約一部変更及び役員選任に関するお知らせ

ケネディクス商業リート投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、本日開催の役員会において、規約一部変更及び役員選任に関して、下記の通り平成28年6月13日に開催する本投資法人の第1回投資主総会に付議することを決議しましたので、お知らせいたします。
なお、下記事項は当該投資主総会での承認可決をもって効力を生じます。

記

1. 規約一部変更について

変更の理由は以下の通りです。

- (1) 租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号。その後の改正を含みます。）の改正により、投資法人が課税の特例適用を受けるための要件が変更されたため、不要となった規定を削除するものです（現行規約第31条第5項関係）。
- (2) 平成27年度税制改正及び投資法人の計算に関する規則（平成18年内閣府令第47号。その後の改正を含みます。）の改正により、会計上の取扱い及び税務上の取扱いの差異（税会不一致）を解消するための措置が講じられたことから、これに関連する規定を変更するとともに、本投資法人における課税負担を軽減する目的で利益を超えた金銭を分配することを可能とするため、関連する規定を変更するものです（現行規約第39条第2号関係）。
- (3) 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号。その後の改正を含みます。）の改正により本投資法人が一般事務受託者に対して委託する業務の種類が追加されたことに伴い、これらの委託業務についても今後新たに委託されうることを明確にするため、関連する規定を変更するものです（現行規約第41条第3項関係）。
- (4) 本投資法人の設立に際して必要とされた規約記載事項について、規約の簡素化を図るため、現状では不要となった文言を削除するものです（現行規約第38条、第11章、別紙1及び別紙2関係）。
- (5) 上記の他、適用法令の表現との整合性、規定内容の明確化その他による、表現の変更及び字句の修正並びに条文の整備を行うものです。
(規約変更の詳細については、添付の「第1回投資主総会招集ご通知」をご参照ください。)

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の規約一部変更及び役員選任に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。本投資口は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものではなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には英文目論見書は、本投資法人又は売出人から入手することができ、これには本投資法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

2. 役員選任について

提案の理由は以下の通りです。

- (1) 執行役員浅野晃弘から、任期の調整のため、平成28年6月30日をもって一旦辞任する旨の申し出があったため、平成28年7月1日付で改めて執行役員1名（候補者：浅野晃弘）の選任をお願いするものです。
- (2) 執行役員が欠けた場合又は法令で定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員1名（候補者：野畑光一郎）の選任をお願いするものです。
- (3) 監督役員和田芳幸から、平成28年6月30日をもって本投資法人の監督役員を辞任したい旨の申出があり、また監督役員石渡真維から、任期の調整のため、平成28年6月30日をもって一旦辞任する旨の申し出があったため、平成28年7月1日付で監督役員2名（候補者：石渡真維、安義利）の選任をお願いするものです。
- (4) 監督役員が欠けた場合又は法令で定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠監督役員1名（候補者：檜山聡）の選任をお願いするものです。
（役員選任の詳細については、添付の「第1回投資主総会招集ご通知」をご参照ください。）

3. 日程

平成28年5月13日	投資主総会提出議案承認の役員会
平成28年5月24日	投資主総会招集ご通知の発送(予定)
平成28年6月13日	投資主総会開催(予定)

以上

<添付資料>

- ・第1回投資主総会招集ご通知

* 本投資法人のホームページアドレス：<http://www.krr-reit.com/>

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の規約一部変更及び役員選任に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。本投資口は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものではなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には英文目論見書は、本投資法人又は売出人から入手することができ、これには本投資法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

投資主各位

東京都中央区日本橋兜町6番5号
ケネディクス商業リート投資法人
執行役員 浅野 晃 弘

第1回投資主総会招集ご通知

拝啓 平素より格別のご高配を賜り、心より御礼申し上げます。

さて、本投資法人第1回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができます。書面による議決権の行使をお望みの場合、お手数ながら後記の投資主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書面に賛否をご記入の上、平成28年6月10日（金曜日）午後5時までには到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

また、本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項の規定に基づき、現行規約第15条におきまして「みなし賛成」の規定を定めております。従いまして、当日ご出席になられず、かつ議決権行使書面による議決権の行使をなされない場合、本投資主総会における各議案について、出席した投資主様の議決権の数に算入され、かつ、賛成するものとみなしてお取扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

＜本投資法人現行規約抜粋＞

第15条（みなし賛成）

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。
2. 前項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

敬 具

記

1. 日 時：平成28年6月13日（月曜日）午前10時30分
（受付開始時刻：午前10時）
2. 場 所：東京都中央区日本橋兜町2番1号
株式会社東京証券取引所2階 東証ホール
（末尾の「投資主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 投資主総会の目的である事項：
決議事項
第1号議案：規約一部変更の件
第2号議案：執行役員1名選任の件
第3号議案：補欠執行役員1名選任の件
第4号議案：監督役員2名選任の件
第5号議案：補欠監督役員1名選任の件

以 上

（お願い）

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主の方1名を代理人として投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書面とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ご出席に当たり、資源節約のため、本招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申し上げます。

（ご案内）

- ◎投資主総会参考書類に記載すべき事項について、本投資主総会の前日までの間に修正する必要がある場合は、修正後の事項を本投資法人のホームページに掲載いたしますのでご了承ください。
本投資法人のホームページ（<http://www.krr-reit.com/>）
- ◎当日は本投資主総会終了後、引き続き同会場において本投資法人が資産運用を委託しているケネディクス不動産投資顧問株式会社による「運用状況報告会」を実施する予定です。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 規約一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号。その後の改正を含みます。）の改正により、投資法人が課税の特例適用を受けるための要件が変更されたため、不要となった規定を削除するものです（現行規約第31条第5項関係）。
- (2) 平成27年度税制改正及び投資法人の計算に関する規則（平成18年内閣府令第47号。その後の改正を含みます。）の改正により、会計上の取扱い及び税務上の取扱いの差異（税会不一致）を解消するための措置が講じられたことから、これに関連する規定を変更するとともに、本投資法人における課税負担を軽減する目的で利益を超えた金銭を分配することを可能とするため、関連する規定を変更するものです（現行規約第39条第2号関係）。
- (3) 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号。その後の改正を含みます。）の改正により本投資法人が一般事務受託者に対して委託する業務の種類が追加されたことに伴い、これらの委託業務についても今後新たに委託されうることを明確にするため、関連する規定を変更するものです（現行規約第41条第3項関係）。
- (4) 本投資法人の設立に際して必要とされた規約記載事項について、規約の簡素化を図るため、現状では不要となった文言を削除するものです（現行規約第38条、第11章、別紙1及び別紙2関係）。
- (5) 上記の他、適用法令の表現との整合性、規定内容の明確化その他による、表現の変更及び字句の修正並びに条文の整備を行うものです。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線部は変更箇所を示します。)

現 行 規 約	変 更 案
<p>第17条（投資主総会議事録） 投資主総会に関する議事については、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載した議事録を作成する。</p>	<p>第17条（投資主総会議事録） 投資主総会に関する議事については、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載又は記録した議事録を作成する。</p>
<p>第31条（投資態度） 1.～4. （記載省略） 5. <u>本投資法人は、その有する資産の総額のうち</u>に占める租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号。その後の改正を含む。）<u>第22条の19に定める不動産等の価額の割合が100分の70以上となるようにその資産を運用するものとする。</u></p>	<p>第31条（投資態度） 1.～4. （現行どおり） （削除）</p>
<p>第32条（資産運用の対象とする特定資産の種類、目的及び範囲） 1.～3. （記載省略） 4. （記載省略） (1)～(4)（記載省略） (5) <u>不動産等又は不動産対応証券に投資することを目的とする特定目的会社又は特別目的会社その他のこれらに類する形態の法人等に対する貸付債権その他の金銭債権</u> (6)～(12)（記載省略） 5.～6. （記載省略）</p>	<p>第32条（資産運用の対象とする特定資産の種類、目的及び範囲） 1.～3. （現行どおり） 4. （現行どおり） (1)～(4)（現行どおり） (5) <u>不動産関連資産に投資することを目的とする特定目的会社又は特別目的会社その他のこれらに類する形態の法人等に対する貸付債権その他の金銭債権</u> (6)～(12)（現行どおり） 5.～6. （現行どおり）</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第38条（営業期間及び決算期） 本投資法人の営業期間は、毎年4月1日から9月末日まで、及び10月1日から翌年3月末日まで（以下、営業期間の末日をそれぞれ「決算期」という。）とする。<u>ただし、本投資法人の第1期営業期間は、本投資法人成立の日から平成27年9月末日までとする。</u></p> <p>第39条（金銭の分配の方針） (1) 分配方針 本投資法人は、原則として以下の方針に基づき分配を行うものとする。 ①投資主に分配する金銭の総額のうち利益の金額は、<u>投信法及び一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に準拠して計算される利益（貸借対照表上の純資産額から出資総額、出資剰余金及び評価・換算差額等の合計額を控除した額をいう。）</u>の金額とする。 ②分配金額は、原則として租税特別措置法第67条の15第1項（以下「<u>投資法人に係る課税の特例規定</u>」という。）に規定される本投資法人の配当可能利益の額の100分の90に相当する金額を超えるものとする。なお、本投資法人は、運用資産の維持又は価値向上に必要と認められる長期修繕積立金、支払準備金、分配準備積立金並びにこれらに類する積立金及び引当金等を積み立てることができる。</p>	<p>第38条（営業期間及び決算期） 本投資法人の営業期間は、毎年4月1日から9月末日まで、及び10月1日から翌年3月末日まで（以下、営業期間の末日をそれぞれ「決算期」という。）とする。</p> <p>第39条（金銭の分配の方針） (1) 分配方針 本投資法人は、原則として以下の方針に基づき分配を行うものとする。 ①投資主に分配する金銭の総額のうち、<u>投信法に定める利益の金額は、貸借対照表上の純資産額から出資総額等の合計額を控除した金額をいい、その金額はわが国において一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に準拠して計算されるものとする。</u> ②分配金額は、原則として租税特別措置法第67条の15第1項に規定される本投資法人の配当可能利益の額の100分の90に相当する金額を超えるものとする。なお、本投資法人は、運用資産の維持又は価値向上に必要と認められる長期修繕積立金、支払準備金、分配準備積立金並びにこれらに類する積立金及び引当金等<u>のほか必要な金額を積み立て、又は留保その他の処理を行うことができる。</u></p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(2)利益を超えた金銭の分配</p> <p>本投資法人は、本投資法人が適切と判断した場合、一般社団法人投資信託協会の規則において定める金額を限度として、本投資法人が決定した金額を、利益を超えた金銭として分配することができる。<u>また、分配金額が投資法人に係る課税の特例規定における要件を満たさない場合には、当該要件を満たす目的をもって本投資法人が決定した金額により金銭の分配をすることができる。</u></p> <p>(3)～(5) (記載省略)</p> <p>第41条 (業務及び事務の委託)</p> <p>1.～2. (記載省略)</p> <p>3. 本投資法人の成立後に委託する事務のうち、本投資法人の発行する投資口及び投資法人債を引き受ける者の募集に関する事務、投資法人債原簿の作成及び備置きその他の投資法人債原簿に関する事務、投資法人債の発行に関する事務及び投資法人債権者に係る事務<u>(投信法施行規則第169条第2項第4号及び第5号に定める各事務のことをいう。)</u>は、適宜、役員会が定める一般事務受託者に対し、当該各事務を委託することとする。</p>	<p>(2)利益を超えた金銭の分配</p> <p>本投資法人は、本投資法人が適切と判断した場合、<u>又は本投資法人における法人税等の課税の発生を抑えることができる場合</u>、一般社団法人投資信託協会の規則において定める金額を限度として、本投資法人が決定した金額を、利益を超えた金銭として分配することができる。</p> <p>(3)～(5) (現行どおり)</p> <p>第41条 (業務及び事務の委託)</p> <p>1.～2. (現行どおり)</p> <p>3. 本投資法人の成立後に委託する事務のうち、本投資法人の発行する投資口及び投資法人債を引き受ける者の募集<u>並びに新投資口予約権無償割当てに関する事務、新投資口予約権原簿及び投資法人債原簿の作成及び備置きその他の新投資口予約権原簿及び投資法人債原簿に関する事務、新投資口予約権証券及び投資法人債の発行に関する事務、新投資口予約権者及び投資法人債権者に係る事務、並びに本投資法人の投資口の取得に関する事務</u>その他投信法施行規則第169条に定める事務は、適宜、役員会が定める一般事務受託者に対し、当該各事務を委託することとする。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p style="text-align: center;"><u>第 11 章 附則</u></p> <p><u>第42条（設立企画人の名称及び住所）</u> <u>本投資法人の設立企画人の名称及び住所は、以下のとおりである。</u> <u>名称：ケネディクス不動産投資顧問株式会社</u> <u>住所：東京都中央区日本橋兜町6番5号</u></p> <p><u>第43条（設立企画人が受ける報酬）</u> <u>本投資法人の設立企画人は、本投資法人の成立までの役務に対する報酬として、5,000万円を受領する。</u></p> <p><u>第44条（本投資法人の負担する設立に関する費用並びにその内容及び金額）</u> <u>1. 本投資法人の設立に関する費用は、5,000万円を上限として本投資法人が負担する。</u> <u>2. 前項の設立に関する費用は、以下のとおりとする。</u> <u>(1)本投資法人の設立に係る専門家（弁護士、公認会計士及び税理士等を含む。）に対する報酬</u> <u>(2)その他設立のための事務に必要なとなる費用（設立登記の登録免許税、創立総会に関する費用及び投信法第187条に定める登録のために支出した費用等を含む。）</u></p> <p><u>第45条（設立に際して出資される金銭の額）</u> <u>本投資法人の設立に際して出資される金銭の額は1億5,000万円とする。</u></p>	<p>(削除)</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p><u>第46条（成立時の一般事務受託者、資産運用会社及び資産保管会社となるべき者の氏名又は名称及び住所並びにこれらの者と締結すべき契約の概要）</u></p> <p><u>本投資法人の成立時の一般事務受託者、資産運用会社及び資産保管会社の名称、住所並びに締結すべき契約の概要は、本規約の一部を構成する別紙2に定めるとおりとする。</u></p> <p><u>第47条（雑則）</u></p> <p><u>第8条第2項は、投資法人が投資主との合意により自己の投資口を有償で取得することができる旨を規約で定めることにより、自己の投資口の取得を認める投信法の改正の施行日から適用する。本項は、第8条第2項の効力発生後、これを削除する。</u></p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p style="text-align: right;">以上</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>別紙1 資産運用会社に対する資産運用報酬 (記載省略)</p> <p>(1)運用報酬I 総資産額に年率0.3%を乗じた金額(1年365日として当該営業期間の実日数により日割計算。1円未満切捨て)を運用報酬Iとする。「総資産額」とは、本投資法人の当該営業期間初日の直前の本投資法人の決算期における貸借対照表(投信法第131条第2項の承認を受けたものに限る。)に記載された総資産額とする。</p> <p><u>ただし、第1期については、本投資法人による最初の不動産関連資産の取得日から1か月以内に本投資法人が取得した不動産関連資産の取得価額の総額(ただし、消費税及び地方消費税並びに取得に伴う費用を除く。)に年率0.3%を乗じた金額(本投資法人による最初の不動産関連資産の取得日から第1期にかかる決算期までの実日数により1年を365日として日割計算する。なお、1円未満の端数は切り捨てるものとする。)</u>とする。</p> <p>運用報酬Iの支払期限は、当該営業期間内とする。</p>	<p>別紙 資産運用会社に対する資産運用報酬 (現行どおり)</p> <p>(1)運用報酬I 総資産額に年率0.3%を乗じた金額(1年365日として当該営業期間の実日数により日割計算。1円未満切捨て)を運用報酬Iとする。「総資産額」とは、本投資法人の当該営業期間初日の直前の本投資法人の決算期における貸借対照表(投信法第131条第2項の承認を受けたものに限る。)に記載された総資産額とする。</p> <p>運用報酬Iの支払期限は、当該営業期間内とする。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(2)運用報酬Ⅱ 決算期毎に算定される、以下の計算式に従って算出される金額を運用報酬Ⅱとする。</p> <p><計算式> 運用報酬Ⅱ控除前当期純利益×運用報酬Ⅱ控除前一口当たり分配金×0.0012%</p> <p>なお、「運用報酬Ⅱ控除前当期純利益」とは、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に準拠して計算される当該営業期間に係る運用報酬Ⅱ控除前、控除対象外消費税等控除前、税引前の当期純利益をいう。</p> <p>また、「運用報酬Ⅱ控除前一口当たり分配金」とは、以下の計算式に従って算出される金額とする（ただし、第1期については、以下の計算式に従って算出された金額に182を乗じ、本投資法人による最初の不動産等の取得日から第1期にかかる決算期までの日数で除して得られる金額とする。）。</p> <p>運用報酬Ⅱ控除前一口当たり分配金=A/Bとする。</p> <p>A：各営業期間における、運用報酬Ⅱ控除前当期純利益から前期繰越損失がある場合には前期繰越損失を控除した金額</p> <p>B：当該決算期における発行済投資口数</p> <p>運用報酬Ⅱの支払期限は、役員会で当該営業期間に係る計算書類等（投信法第129条に定める計算書類等をいう。）を承認後1か月以内とする。</p>	<p>(2)運用報酬Ⅱ 決算期毎に算定される、以下の計算式に従って算出される金額を運用報酬Ⅱとする。</p> <p><計算式> 運用報酬Ⅱ控除前当期純利益×運用報酬Ⅱ控除前一口当たり分配金×0.0012%</p> <p>なお、「運用報酬Ⅱ控除前当期純利益」とは、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に準拠して計算される当該営業期間に係る運用報酬Ⅱ控除前、控除対象外消費税等控除前、税引前の当期純利益をいう。</p> <p>また、「運用報酬Ⅱ控除前一口当たり分配金」とは、以下の計算式に従って算出される金額とする。</p> <p>運用報酬Ⅱ控除前一口当たり分配金=A/Bとする。</p> <p>A：各営業期間における、運用報酬Ⅱ控除前当期純利益から前期繰越損失がある場合には前期繰越損失を控除した金額</p> <p>B：当該決算期における発行済投資口数</p> <p>運用報酬Ⅱの支払期限は、役員会で当該営業期間に係る計算書類等（投信法第129条に定める計算書類等をいう。）を承認後1か月以内とする。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(3)～(4) (記載省略)</p> <p>別紙2 <u>成立時の一般事務受託者、資産運用会社及び資産保管会社となるべき者の名称及び住所並びにこれらの者と締結すべき契約の概要</u> <u>(記載省略)</u></p>	<p>(3)～(4) (現行どおり)</p> <p>(削除)</p>

第2号議案 執行役員1名選任の件

執行役員浅野晃弘から、任期の調整のため、平成28年6月30日をもって一旦辞任する旨の申し出があったため、平成28年7月1日付で改めて執行役員1名の選任をお願いするものです。

本議案において、執行役員の任期は、本投資法人現行規約第19条第2項の規定により、平成28年7月1日より2年間とします。

なお、本議案は、平成28年5月13日開催の役員会において、本投資法人の監督役員全員の同意によって提出された議案です。

執行役員候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	主要略歴		所有する 本投資法人の 投資口数
あさのあきひろ 浅野 晃弘 (昭和46年6月8日)	平成6年4月 平成13年1月 平成16年1月 平成21年1月 平成25年1月 平成26年3月 平成26年9月 平成26年10月	三菱商事株式会社 開発建設本部 三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社 (出向) ケネディ・ウィルソン・ジャパン株式会社 投資事業部 三井物産ロジスティクス・パートナーズ株式会社 社外取締役 ケネディクス株式会社 戦略投資部 投資第1チーム長 同社 執行役員 戦略投資部担当部長 兼 投資第1チーム長 ケネディクス不動産投資顧問株式会社 取締役最高業務執行者 (COO) 兼 商業リート本部長 (現在に至る) 本投資法人 執行役員 (現在に至る)	0口

1. 会社名等は、原則として当時のものを記載しています。以下同じです。
2. 上記執行役員候補者は、本投資法人が資産運用委託契約を締結しているケネディクス不動産投資顧問株式会社の取締役最高業務執行者 (COO) 兼商業リート本部長です。
3. 上記執行役員候補者と本投資法人の間には、上記を除き特別の利害関係はありません。
4. 上記執行役員候補者は、現在、本投資法人の執行役員として本投資法人の業務全般を執行しています。

第3号議案 補欠執行役員1名選任の件

執行役員が欠けた場合又は法令で定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員1名の選任をお願いするものです。本議案において、補欠執行役員1名の選任に係る決議が効力を有する期間は、第2号議案が可決されることを条件として、本投資法人現行規約第19条第3項本文の規定により、第2号議案における執行役員の任期が満了するときである平成30年6月30日までとします。

また、補欠執行役員の選任の効力は、就任前に限り、役員会の決議により、その選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

なお、本議案は、平成28年5月13日開催の役員会において、本投資法人の監督役員全員の同意によって提出された議案です。

補欠執行役員候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	主要略歴		所有する 本投資法人の 投資口数
の ばた こういちろう 野 畑 光一郎 (昭和48年12月17日)	平成8年4月 平成10年9月 平成13年1月 平成14年9月 平成17年8月 平成19年8月 平成26年2月 平成26年7月 平成26年9月	株式会社富士銀行 京都支店 同社 資金証券営業部 プライスウォーターハウスコーパ ス・フィナンシャル・アドバイザリ ー・サービス株式会社 事業再生サ ービス部門 三菱証券株式会社 金融開発部 ドイツ証券株式会社 グローバル・ バンキング本部 みずほ証券株式会社 不動産金融開 発部 同社 経営企画部 ケネディクス株式会社 経営企画部 ケネディクス不動産投資顧問株式会 社 商業リート本部 企画部長（現在 に至る）	0口

1. 上記補欠執行役員候補者は、本投資法人が資産運用委託契約を締結しているケネディクス不動産投資顧問株式会社の商業リート本部企画部長です。
2. 上記補欠執行役員候補者と本投資法人との間には、上記を除き特別の利害関係はありません。

第4号議案 監督役員2名選任の件

監督役員和田芳幸から、平成28年6月30日をもって本投資法人の監督役員を辞任したい旨の申出があり、また監督役員石渡真維から、任期の調整のため、平成28年6月30日をもって一旦辞任する旨の申し出があったため、平成28年7月1日付で監督役員2名の選任をお願いするものです。

本議案において、監督役員の任期は、本投資法人現行規約第19条第2項の規定により、平成28年7月1日より2年間とします。

監督役員候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	主要略歴		所有する 本投資法人の 投資口数
1	いし わたり ま い 石 渡 真 維 (昭和52年1月26日)	平成14年10月 平成16年7月 平成18年6月 平成20年1月 平成24年1月 平成26年7月 平成26年9月 平成26年10月 平成26年12月	渥美雅子法律事務所 山田秀雄法律事務所 オーセンス法律事務所 パートナー ポラリス法律事務所 パートナー シンガポールRajah & Tann LLP 出向 ココネ株式会社 人事法務部長 同社 執行役員 (現在に至る) 本投資法人 監督役員 (現在に至る) 城山タワー法律事務所 パートナー (現在に至る)	0口
2	やす よし とし 安 義 利 (昭和28年12月12日)	昭和55年11月 昭和59年3月 平成16年11月 平成16年11月 平成16年11月 平成19年8月	監査法人中央会計事務所 公認会計士登録 株式会社ステージワイツウ (現株式会社ヨックモックホールディングス) 監査役 (現在に至る) 株式会社ヨックモック 監査役 (現在に至る) 株式会社ヨックモック今市 (現株式会社ヨックモッククレア) 監査役 (現在に至る) 株式会社フジリコー・トレーディング 監査役 (現在に至る) 新日本有限責任監査法人	0口

	平成21年6月	株式会社ワイエムシー（現 株式会社クローバー） 監査役（現在に至る）
	平成22年10月	公認会計士 安 義利事務所（現 公認会計士・税理士 安 義利事務所）開設（現在に至る）
	平成23年11月	税理士登録
	平成24年10月	株式会社菓房一心 監査役（現在に至る）
	平成26年9月	株式会社Looop 社外監査役（現在に至る）

1. 上記監督役員候補者兩名と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。
2. 上記監督役員候補者石渡真維は、現在、本投資法人の監督役員として本投資法人の執行役員の職務の執行全般を監督しています。

第5号議案 補欠監督役員1名選任の件

監督役員が欠けた場合又は法令で定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠監督役員1名の選任をお願いするものです。本議案において、補欠監督役員1名の選任に係る決議が効力を有する期間は、第4号議案が可決されることを条件として、本投資法人現行規約第19条第3項本文の規定により、第4号議案における監督役員の任期が満了するときである平成30年6月30日までとします。

また、補欠監督役員の選任の効力は、就任前に限り、役員会の決議により、その選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

補欠監督役員候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	主要略歴		所有する 本投資法人の 投資口数
ひやま さとし 檜山 聡 (昭和47年10月15日)	平成10年4月 平成12年4月 平成14年4月 平成15年4月 平成16年8月 平成18年10月 平成27年10月	東京地方裁判所 判事補 最高裁判所事務総局民事局付 東京地方裁判所 判事補 福岡地方裁判所小倉支部 判事補 アンダーソン毛利法律事務所 須藤・高井法律事務所 きっかわ法律事務所 パートナー (現在に至る)	0口

1. 上記補欠監督役員候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。

参考事項

本投資主総会に提出される議案のうち、相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、投信法第93条第1項及び本投資法人現行規約第15条に規定する「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記第1号議案から第5号議案までの各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当しません。

以 上

投資主総会会場ご案内図

会場 東京都中央区日本橋兜町2番1号
株式会社東京証券取引所 2階 「東証ホール」
電話 03-3666-0141



交通のご案内

東京メトロ東西線	茅場町駅	(出口11)	徒歩5分
東京メトロ日比谷線	茅場町駅	(出口7)	徒歩7分
都営地下鉄浅草線	日本橋駅	(出口D2)	徒歩5分

お願い

- 東京証券取引所へのご入館は西口よりお願い申し上げます。
- ご入館に当たっては、警備員に議決権行使書面をご提示ください。
- ご入館の際に、警備員による金属探知機の検査があります。
- 会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されるため、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。